調達要求番号：

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
天井クレーン		ＧＷ－Ｂ５０２６０２Ｌ	
		防衛大臣承認	平成　　年　　月　　日
		作　　成	平成１２年　５月２６日
		変　　更	平成２４年１１月１９日
		作成部隊等名	補給統制本部　火器車両部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する天井クレーン（以下，“クレーン”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＪＩＳ Ｂ ８８０１及びＪＩＳ Ｂ ８８１５による。

1.3　種類

クレーンの種類は，**表3**及び**表4**によるものとし，調達要領指定書によって指定する。

1.4　製品の呼び方

製品の呼び方は，次による。

a)　クレーンは，仕様書の名称，定格荷重，形式，けたの構造及び走行方式による。

　例　天井クレーン　１０ｔ　オーバーヘッド形　シングルガータ　電動式

b)　巻上・横行装置は，巻上・横行装置の種類，定格荷重，表面処理の有無[1)]，形式，基本操作ボタン，巻上速度及び給電方式による。

　注[1)]　ロードチェーンに2.3 b)の表面処理を施したものを記号Ａで表し，表面処理を施さないものを記号Ｂで表す。

　例　電気チェーンブロック　５ｔ－Ａ 標準形 ２点押ボタン式 １速形 キャブタイヤケーブル

1.5　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**規格**

ＪＩＳ Ｂ ８８０１	天井クレーン
ＪＩＳ Ｂ ８８０２	チェーンブロック
ＪＩＳ Ｂ ８８１２	チェーンブロック用リンクチェーン
ＪＩＳ Ｂ ８８１５	電気チェーンブロック
ＪＩＳ Ｂ ８８２２－１	クレーン及び巻上装置－分類及び等級－第１部：一般
ＪＩＳ Ｂ ８８２２－５	クレーン及び巻上装置－分類及び等級－第５部:天井走行クレーン及び橋形クレーン
ＪＩＳ Ｂ ８８４１	リンクチェーンのじん（靭）性試験－チェーンリンク衝撃試験方法
ＪＩＳ Ｅ １１０１	普通レール及び分岐器類用特殊レール
ＪＩＳ Ｅ １１０３	軽レール
ＪＩＳ Ｇ ３１９２	熱間圧延形鋼の形状，寸法，質量及びその許容差
ＮＤＳ Ｚ ８０１１	角形銘板

b) **仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) **法令等**

クレーン等安全規則（昭和４７年労働省令第３４号）

クレーン構造規格（平成７年労働省告示第１３４号）

2　製品に関する要求

2.1　一般的要求事項

一般的要求事項は，隊員の安全を確保できる天井クレーンで，荷を巻き上げ，巻き下げ，横行及び走行できる一般的機能性能を有するものとし，現地確認を行い，納地の工場特性を調査するものとする。

2.2　条件付機能性能

条件付機能性能は，次による。

a)　クレーンは，“クレーン等安全規則”及び“クレーン構造規格”に適合しなければならない。

b)　ＪＩＳ Ｂ ８８２２－１の**表3**“クレーン全体としての等級群”，ＪＩＳ Ｂ ８８２２－５“天井クレーンの分類及び等級”によって，巻上機が手動の場合は，クレーンの等級群Ａ１，分類１を適用し，電動の場合は，クレーンの等級群Ａ２，分類４ a)を適用する。

c)　本クレーンの精度及び機能は，ＪＩＳ Ｂ ８８０１の“クレーンの精度及び機能”による。

2.3　構造等

クレーンの構造等は，次による。

なお，細部については，承認図面による。

a)　巻上・横行装置は，ＪＩＳ Ｂ ８８０２又はＪＩＳ Ｂ ８８１５に適合した構造とする。

なお，巻上・横行装置が電気チェーンブロックの場合，等級は，ＪＩＳ Ｂ ８８１５の**表2**の等級Ｍ３以上とする。

b)　ロードチェーンの表面処理を“有”と指定した場合は，ロードチェーンにニッケル又はクロムを主成分とする拡散浸透処理又は同等以上の表面処理をしたものとし，ＪＩＳ Ｂ ８８１２に基づく試験機による各種試験及びＪＩＳ Ｂ ８８４１に基づくチェーンリンク衝撃試験を実施するために必要な試験機を使用して行った試験に適合したものとする。

c)　巻上・横行装置以外の構造は，2.2及びＪＩＳ Ｂ ８８０１による。

2.4　特殊機能

クレーンは，特殊機能として照明装置及び他の特殊機能を付加することができるものとする。

なお，特殊機能を付加する場合は，調達要領指定書によって指定する。

2.5　外観

外観は，使用上有害なきず，割れ，まくれその他の欠陥がなく，各部の仕上がりは，良好なものとする。

2.6　塗装

塗装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

2.7　製品の表示

製品の表示は，ＮＤＳ Ｚ ８０１１の２種銘板に次の事項を記載するほか，ガータの適当な箇所に製造業者名，製造年月及び定格荷重を表示するものとする。ただし，表示事項があらかじめ製品に表示されている場合は，銘板に表示しなくてもよいものとする。

なお，細部については，承認図面による。

a) 定格荷重　（ｔ）
b) 形式番号
c) 定格電圧　（Ｖ）
d) 定格電流　（Ａ）
e) 定格周波数（Hz）
f) 定格出力　（kW）
g) 走行速度　（m/s又はm/min）
h) 製造業者名又はその略号
i) 製造番号
j) 製造年月

3　品質保証

監督及び検査は，**表1**によるほか，契約担当官等（以下，“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

表1－検査項目，試験方法及び判定基準

検査項目		試験方法	判定基準
主要諸元		目視及び計測器による。	製造者のカタログ等諸元による。
性能	走行速度	ＪＩＳ Ｂ ８８０１の“速度”による。	
	主ガータのたわみ	ＪＩＳ Ｂ ８８０１の“クレーンの精度及び機能”による。	
	ブレーキ		
	荷重試験		
	絶縁抵抗		
チェーンブロック用リンクチェーン		製造者は，2.3 b)による試験を実施し，その試験成績書を官側に提出し書面審査を受けるものとする。	
リンクチェーンのじん（靭）性試験			

4　その他の指示

4.1　補給・整備性の向上

契約の相手方は，補給・整備性の向上を図るため，製品の納入に関わる業務，官側において請求する部品の供給及び納入後のかしを含む不具合に対応するため，納地に対しての体制を確保できるものとする。

4.2　附属品

附属品で，給電装置は，キャブタイヤケーブルを使用する場合，給電ケーブルの長さ，ケーブルのつり手個数などは，調達要領指定書によって指定する。

4.3　承認用図面

契約の相手方は，製作に先立ち，2.3及び2.7に基づき承認用図面を提出し，担当官の承認を得るものとする。

4.4　クレーンの据付け調整等

契約の相手方は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，納入時に，次の作業を行うものとする。

a) 調査は，けたの製作に先立ち，あらかじめ設置されている走行レールの取付精度を調査し，その測定結果に基づいて製作を行うものとする。

b) 設置場所にクレーンの設置が可能であると確認ができたならば，速やかに工程，期間及び検査内容を記した据付調整計画書を受領部隊及び担当官と調整の上作成し，受領部隊の確認の後，担当官に提出し，承認を得るものとする。

c) 据付けは，クレーンを設置場所に搬入して，あらかじめ設置されている走行レールに行うものとする。

なお，走行方式が電動式である場合又は電動の巻上装置を使用する場合は，下面にあらかじめ設置されている電源箱又は手元開閉器に配線を行うものとする。

d) 調整は，クレーンの据付け後，運転調整その他の関連作業を行うものとする。

e) 走行・横行給電装置の取付けを行うものとする。

4.5 納入書類

4.5.1 添付書類

添付書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，クレーン１台につき，**表2**による。

表2－添付書類

名称	部数	注記
取扱説明書	各１	ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.1による。
納入装備品等のかしに 関する契約条項		ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の7.4による。

4.5.2 提出書類

提出書類は，2.3 b)に基づいた試験成績書を補給統制本部に１部提出するものとする。

なお，細部は調達要領指定書によって指定する。

4.6 その他

契約の相手方は，この仕様書に疑義を生じた場合は，担当官の指示を受けるものとする。

表3－天井クレーンの種類

番号	項目	種類
1	定格荷重（t）	1 ， 1.5 ， 2 ， 2.5 ， 3 ， 5 ， 7.5 ， 10 ， 15 ， 20
2	形式	オーバーヘッド形[a)]又はローヘッド形[b)]
3	けた構造	シングルガータ又はダブルガータ
4	巻上・横行装置	**表4**による。
5	スパン[c)]（m）	調達要領指定書によって指定する。
6	走行全長（m）	
7	揚程（m）	
8	走行方式	手動式又は電動式
9	走行速度[d)]	１速形又は２速形
１０	速度制御	ポールチェンジ式又はインバータ式
１１	緩起動装置[e)]	あり又はなし
１２	衝突防止装置	あり又はなし
１３	電源	三相200 V50 Hz，三相200 V60 Hz又は三相220 V60 Hz
１４	点検歩道[f)]	あり又はなし

注記　番号１～３及び番号８～１４は，いずれか一つを指定し，番号５～７については，建造物に合わせ調達要領指定書によって指定するものとする。

注[a)]　オーバーヘッド形とは，天井に設置されたＪＩＳ Ｅ １１０１又はＪＩＳ Ｅ １１０３の走行レールの上に上架するクレーン形式をいう。

[b)]　ローヘッド形とは，天井はりにＪＩＳ Ｇ ３１９２のＩ型鋼の走行レールを固定し，この走行レールに懸垂したクレーン形式をいう。

[c)]　クレーン形式がローヘッドの場合，スパン及びけた全長を併記する。

[d)]　調達要領指定書によって指定する場合を除き，２速形とする。

[e)]　緩起動装置とは，クレーンが走行する起動時の衝撃を緩和する装置をいう。

[f)]　点検歩道とは，クレーンを点検するため，けた全長にわたって備えられた歩道をいう。

表4－巻上・横行装置の種類

番号	項目	種類
1	巻上・横行装置	チェーンブロック又は電気チェーンブロック
2	形式	標準形又は低速形（電気チェーンブロック）
3	横行方式	手動式又は電動式
4	横行速度[a)]	１速形又は２速形
5	巻上方式	手動式又は電動式
6	巻上速度[a)]	１速形又は２速形
7	基本操作ボタン	２点ボタン式[b)]，４点ボタン式[c)]又は６点ボタン式[d)]
8	特殊操作ボタン	あり[e)]又はなし
9	操作方式	有線式又は無線式
１０	速度制御	ポールチェンジ式又はインバータ式
１１	給電方式	トロリーダクト，絶縁トロリ又はキャブタイヤケーブル
１２	ﾛｰﾄﾞﾁｪｰﾝの表面処理	あり又はなし
１３	ﾛｰﾄﾞﾁｪｰﾝ用ｸｻﾘﾊﾞｹｯﾄ	帆布製，プラスチック製又は金属製

注記　各項目いずれか一つを指定し，調達要領指定書によって指定する。

注[a)]　調達要領指定書によって指定する場合を除き，２速形とする。

[b)]　２点押ボタン式とは，上下電動であり横行手動を除くものとする。

[c)]　４点押ボタン式とは，上下，横行電動を示す。

[d)]　６点押ボタン式とは，上下，横行，天井クレーンなどの走行電動を示す。

[e)]　詳細は，調達要領指定書によって指定する。